

教育クラウドプラットフォーム「まなびポケット」利用規約 【現改比較表】 2025年6月27日現在

～2025年6月26日

2025年6月27日～

第1章（共通）

第4条 （本規約の構成・優先関係）

2） 本規約は、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項、個々のコンテンツ単位に追加、適用される第2章（各コンテンツ個別利用規約）、まなホーダイに適用される第3章（まなホーダイ）、まなびポケット たんぽくに適用される第4章—1（まなびポケット たんぽくん）、まなびポケット たんぽくんアドミスキームに適用される第4章—2（まなびポケット たんぽくんアドミスキーム）、まなびポケット統合認証機能に適用される第5章（統合認証[サービス](#)）、ダッシュボードサービスに適用される第6章（ダッシュボード）の条項により構成され、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項には当社所定の申込書に記載の条件を含みます。

7） 第5章（統合認証[サービス](#)）に規定のない事項については、第1章（共通）の条項が適用されるものとします。

第4条 （本規約の構成・優先関係）

2） 本規約は、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項、個々のコンテンツ単位に追加、適用される第2章（各コンテンツ個別利用規約）、まなホーダイに適用される第3章（まなホーダイ）、まなびポケット たんぽくに適用される第4章—1（まなびポケット たんぽくん）、まなびポケット たんぽくんアドミスキームに適用される第4章—2（まなびポケット たんぽくんアドミスキーム）、まなびポケット統合認証機能に適用される第5章（統合認証[メニュー](#)）、ダッシュボードサービスに適用される第6章（ダッシュボード）の条項により構成され、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項には当社所定の申込書に記載の条件を含みます。

7） 第5章（統合認証[メニュー](#)）に規定のない事項については、第1章（共通）の条項が適用されるものとします。

第5章

第5章（統合認証[サービス](#)）

以下の利用規約（以下「統合認証[サービス](#)利用規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する統合認証[サービス](#)（統合認証[サービス](#)利用規約第1条に規定する「統合認証[サービス](#)」をいいます。）のご利用の条件を定めるものです。統合認証[サービス](#)を利用団体にご利用いただくには、統合認証[サービス](#)利用規約をお読みの上、ご同意いただく必要がございます。

第5章（統合認証[メニュー](#)）

以下の利用規約（以下「統合認証[メニュー](#)利用規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する統合認証[メニュー](#)（統合認証[メニュー](#)利用規約第1条に規定する「統合認証[メニュー](#)」をいいます。）のご利用の条件を定めるものです。統合認証[メニュー](#)を利用団体にご利用いただくには、統合認証[メニュー](#)利用規約をお読みの上、ご同意いただく必要がございます。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
統合認証サービス	統合認証サービス利用規約第 2 条に記載のとおり。
連携アプリケーション	統合認証サービスを利用して、まなびポケット利用規約 第 2 章に規定する各個別コンテンツ以外で、まなびポケットと認証連携するアプリケーション、システム、コンテンツ等をいいます。
連携アプリケーション提供事業者	連携アプリケーションを提供する事業者をいいます。
統合認証サービス利用契約	当社と利用団体の間で統合認証サービス利用規約第 3 条 2 項に基づき締結する統合認証サービスの利用に関する契約をいいます。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
統合認証メニュー	統合認証メニュー利用規約第 2 条に記載のとおり。
連携アプリケーション	本規約に基づいて当社が提供するものではないが、統合認証メニューの利用が可能となり、まなびポケットと認証連携が完了したサービス
連携アプリケーション提供事業者	連携アプリケーションを提供する事業者をいいます。
統合認証メニュー利用契約	当社と利用団体の間で統合認証メニュー利用規約第 3 条 2 項に基づき締結する統合認証メニューの利用に関する契約をいいます。

第2条 （統合認証[サービス](#)の概要）

1 統合認証[サービス](#)は、以下の各号に掲げる[機能](#)を提供します。なお、各[機能](#)の利用は、以下のとおり利用団体および利用者による利用に限られ、以下のIDによる利用に限定されます。

機能	利用可能な ID	機能 の概要
認証連携 機能	児童生徒 ID 学校管理者 ID 教職員 ID	まなびポケットの認証機能を利用し、連携アプリケーションとの認証連携を提供します。
多要素認証と リスクベース認証	学校管理者 ID 教職員 ID	セキュリティ強化のため、まなびポケット利用規約第 2 章に規定するコンテンツ及び連携アプリケーションの利用時に、リスクベース認証及び多要素認証の機能を提供します。

第2条 （統合認証[メニュー](#)のサービス種別と提供機能）

1 統合認証[メニュー](#)は、以下の各号に掲げる[サービス](#)を提供します。なお、各[サービス](#)の利用は、以下のとおり利用団体および利用者による利用に限られ、以下の ID による利用に限定されます。

サービス種別	利用可能な ID	サービス の概要
認証連携 サービス	児童生徒 ID 学校管理者 ID 教職員 ID	まなびポケットの認証機能を利用し、連携アプリケーションとの認証連携を提供します。
多要素認証 サービス	学校管理者 ID 教職員 ID	認証連携サービスに加えて 、セキュリティ強化のため、まなびポケット利用規約第 2 章に規定するコンテンツ及び連携アプリケーションの利用時に、リスクベース認証及び多要素認証の機能を提供します。

第3条 （申込みと承諾） 1 利用団体は統合認証サービス利用規約の内容に同意の上、まなびポケットに係る申込みとは別に、統合認証サービスに係る当社所定の申込書により申込みを行うものとします。 2 当社が前項の申込みに対して承諾した時をもって統合認証サービス利用契約の成立とします。前項に定める申込みに対し当社が承諾する場合、当社は当該申込みを行った利用団体に対し、申込承諾の旨を通知します。 3 利用団体による統合認証サービスに係る申込み及び当社の承諾については、前2項のほか、第1章第5条（申込みと承諾）の規定に準じます。 4 連携アプリケーションの利用にあたっては、第2条で規定する申込書で提示されている連携アプリケーションの中から、予め利用団体が統合認証サービスの対象となる連携アプリケーションを指定する必要があります。	第3条 （申込みと承諾） 1 利用団体は統合認証メニュー利用規約の内容に同意の上、まなびポケットに係る申込みとは別に、統合認証メニューに係る当社所定の申込書により申込みを行うものとします。 2 当社が前項の申込みに対して承諾した時をもって統合認証メニュー利用契約の成立とします。前項に定める申込みに対し当社が承諾する場合、当社は当該申込みを行った利用団体に対し、申込承諾の旨を通知します。 3 利用団体による統合認証メニューに係る申込み及び当社の承諾については、前2項のほか、第1章第5条（申込みと承諾）の規定に準じます。 4 連携アプリケーションの利用にあたっては、第2条で規定する申込書で提示されている連携アプリケーションの中から、予め利用団体が統合認証メニューの対象となる連携アプリケーションを指定する必要があります。
第4条 （統合認証サービスに係る利用権の許諾等） 1 当社は利用団体及び利用者に対し、統合認証サービスを利用する権利を許諾します。 2 当社は、統合認証サービス利用契約が成立したあとに、統合認証サービスの利用にあたり必要な情報を利用団体に対して通知します。 3 本条に定める利用許諾の有効期間は、申込書に定める契約期間（以下、本章にて「契約期間」といいます）とします。	第4条 （統合認証メニューに係る利用権の許諾等） 1 当社は利用団体及び利用者に対し、統合認証メニューを利用する権利を許諾します。 2 当社は、統合認証メニュー利用契約が成立したあとに、統合認証メニューの利用にあたり必要な情報を利用団体に対して通知します。 3 本条に定める利用許諾の有効期間は、申込書に定める契約期間（以下、本章にて「契約期間」といいます）とします。

第 5 条 （利用団体からの利用契約の解約） 1 利用団体は、解約希望日の 30 日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって統合認証サービス利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が 30 日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より 30 日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。 2 利用団体が契約期間の途中で解約した場合には、残存期間の料金の支払いを要します。残存期間の料金については、月単位とし、日割りはしません。ただし当社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。	第 5 条 （利用団体からの利用契約の解約） 1 利用団体は、解約希望日の 30 日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって統合認証メニュー利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が 30 日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より 30 日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。 2 利用団体が契約期間の途中で解約した場合には、残存期間の料金の支払いを要します。残存期間の料金については、月単位とし、日割りはしません。ただし当社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
第 6 条 （料金） 1. 統合認証サービスに係る利用料金は、申込書にて定めるものとします。 2. 利用団体は、統合認証サービス利用契約に基づいて、当社が統合認証サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。 3. 統合認証サービスの利用停止又は利用中止（第 1 章第 12 条、13 条の定めに従う）があったときであっても、利用団体は、その期間中の料金の支払いを要します。 4. 統合認証サービスに係る利用料金は、第 2 条に規定する各機能を利用する ID 数を課金単位として算出されるものとします。	第 6 条 （料金） 1. 統合認証メニューに係る利用料金は、申込書にて定めるものとします。 2. 利用団体は、統合認証メニュー利用契約に基づいて、当社が統合認証メニューの提供を開始した日を含む料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。 3. 統合認証メニューの利用停止又は利用中止（第 1 章第 12 条、13 条の定めに従う）があったときであっても、利用団体は、その期間中の料金の支払いを要します。 4. 統合認証メニューに係る利用料金は、第 2 条に規定する各機能を利用する ID 数を課金単位として算出されるものとします。

第 7 条 （利用団体の義務） 利用団体は、統合認証サービスを利用するにあたり、自己の責任と負担で以下の必要な作業を行うこととします。 (1)連携アプリケーション利用に関する連携アプリケーション提供事業者との契約の締結 (2)統合認証サービスの利用に必要な各種設定作業 (3)その他、当社が別に定めるマニュアル等で規定する作業 2 利用団体は、前項に定めるほか、第 1 章第 20 条の規定を遵守し、また管理下の利用者に対し遵守させることとします。	第 7 条 （利用団体の義務） 利用団体は、統合認証メニューを利用するにあたり、自己の責任と負担で以下の必要な作業を行うこととします。 (1)連携アプリケーション利用に関する連携アプリケーション提供事業者との契約の締結 (2)統合認証メニューの利用に必要な各種設定作業 (3)その他、当社が別に定めるマニュアル等で規定する作業 2 利用団体は、前項に定めるほか、第 1 章第 20 条の規定を遵守し、また管理下の利用者に対し遵守させることとします。
--	--

第8条（責任の制限）

1 当社は、統合認証[サービス](#)を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により統合認証[サービス](#)の提供をしなかったときは、全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して利用団体に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が利用団体に対し賠償責任を負う場合において、当社は統合認証[サービス](#)が、全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、申込書に定める料金額のうち、その日数に対応する料金額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により統合認証[サービス](#)を提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 連携アプリケーションは、連携アプリケーション提供事業者との契約に基づき、利用団体の責任において利用するものであり、統合認証[サービス](#)の提供範囲には含まれないため、利用団体および利用者による連携アプリケーションの利用および連携アプリケーションの不具合について、当社は一切責任を負いません。

第8条（責任の制限）

1 当社は、統合認証[メニュー](#)を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により統合認証[メニュー](#)の提供をしなかったときは、全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して利用団体に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が利用団体に対し賠償責任を負う場合において、当社は統合認証[メニュー](#)が、全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、申込書に定める料金額のうち、その日数に対応する料金額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により統合認証[メニュー](#)を提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 連携アプリケーションは、連携アプリケーション提供事業者との契約に基づき、利用団体の責任において利用するものであり、統合認証[メニュー](#)の提供範囲には含まれないため、利用団体および利用者による連携アプリケーションの利用および連携アプリケーションの不具合について、当社は一切責任を負いません。